

登録（文字）商標いちご王国・栃木（登録番号第 6133103 号）及び登録（図形）商標いちご王国（登録番号第 6133102 号）管理要領

（制定令和元（2019）年 7 月 8 日）
（改正令和 6（2024）年 5 月 20 日）

（目的）

第 1 条 登録（文字）商標いちご王国・栃木（登録番号第 6133103 号。以下「本商標」という。）及び登録（図形）商標いちご王国（登録番号第 6133102 号。以下「本マーク」という。）の適正な使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用対象商品）

第 2 条 本商標及び本マークの使用対象は、別紙 1 に掲げる指定商品又は指定役務（以下「本商品」という。）とする。

（商標権）

第 3 条 本商標及び本マークに関する一切の権利は、栃木県（以下「県」という。）に属する。

（使用条件）

第 4 条 本商標及び本マークの使用条件は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）「いちご王国」としての栃木県のブランド価値向上のために使用すること。
- （2）本商品のうち第 29 類、第 30 類、第 31 類、第 32 類及び第 33 類においていちご（果実、その成分等）を使用する場合には、県産いちご（果実、その成分等）が必ず含まれていること。
- （3）その他、県が適当と認めるものに使用すること。

2 本要領に基づき別紙 1 に該当する商品に関して使用許諾を受けたものは、本商標及び本マークを使用することができる。

（使用上の注意）

第 5 条 本商標及び本マークは、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に基づく商標登録として許諾された本商品のみを使用すること。

- 2 本商標及び本マークの使用は、非独占的になされるものとする。
- 3 本商標及び本マークは、別紙 2 に定める「本商標及び本マークとして使用可能な表示について」に従い使用すること。
- 4 その他、本商標及び本マークの使用に当たっては、以下の各号の条件を全て遵守すること。
 - （1）第 4 条第 1 項各号の目的以外で使用しないこと。
 - （2）本商標及び本マークの一部のみを使用し、変形し、又は他の図形もしくは文字と重ねて使用する場合は、県と事前に協議すること。
 - （3）本商標及び本マークの使用によって、本商品について誤認又は混同を生じさせないこと。
 - （4）本商標及び本マークを、自己のシンボルマーク、商標、又は意匠として使用しないこと。
 - （5）本商標及び本マーク自体を商品化しないこと。
 - （6）本商標及び本マークの表示は、本商品の品質等を県が保証するものではないため、当該使用に係る本商品に「栃木県推奨・認定」等の文言は使用しないこと。
 - （7）本商品については、必要となる食品等関係法令（食品衛生法、景品表示法、JAS 法等）による表示義務を遵守するとともに、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をすること。

(使用の許諾の申請)

第6条 本商標及び本マークを使用して商品を製造又は販売する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ、使用許諾申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、使用開始を希望する日の2週間前までに、知事に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 県が使用する場合

(2) 「いちご王国」プロモーション推進委員会及び地域連絡会議（以下「推進委員会等」という。）の構成員が使用する場合

(3) 「いちご王国」プロモーションの協賛事業者が使用する場合（県に協賛事業の届出を行った者に限る。）

(4) 報道機関が報道目的で使用する場合

2 前項本文の規定にかかわらず、県内の一部の区域にのみ事務所等を有する者は、主たる事務所等の地域を所管する農業振興事務所長に提出するものとする。

3 使用者は、本商標及び本マークとともに商品名等の文字、図形等を表示する場合に、当該表示について、著作権、著作者人格権、特許権、意匠権、商標権その他の第三者の権利を侵害しないことを含む瑕疵のないものであることを保証すること。

(使用の許諾等)

第7条 知事又は農業振興事務所長は、前条第1項に規定する申請書の提出があった場合は、審査の上、使用許諾通知書（様式第2号）を申請者に通知する。

2 本商標及び本マークの使用が、次の各号のいずれかに該当する場合、知事又は農業振興事務所長はこれを許諾しないものとし、使用不許諾通知書（様式第3号）により通知するものとする。

一 県若しくは推進委員会等の信用又は品位を害するおそれがある場合

二 消費者の利益を害するおそれがある場合

三 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがある場合

四 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合

五 その他、知事又は農業振興事務所長が承認することが不相当と認めた場合

3 知事又は農業振興事務所長は、許諾を行うに当たり、必要と認める場合には、条件を付することができる。

4 第1項の規定により許諾した農業振興事務所長は、申請書の写しを知事宛て1部提出するものとする。

(表示の義務等)

第8条 本商標及び本マークは、本商品を収容する容器又は包装紙等に表示することができる。その場合、シールに印刷し、本商品等に貼付表示することができるほか、容器又は包装紙に直接印刷表示することができる。

(使用料)

第9条 本商標及び本マークの使用料は、無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第10条 本商標及び本マークの使用に関する事故又は苦情については、商標の使用者が、誠意をもってその責任の下に処理しなければならない。

2 県は、本商標及び本マークの使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の

責任を負わない。

- 3 使用者は、本商標及び本マークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 4 使用者は、本商標及び本マークの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。
- 5 県は、この要領により本商標及び本マークの使用の許諾を行った者に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(使用状況の調査)

第 11 条 知事又は農業振興事務所長は、必要があると認める場合は、使用者に本商標及び本マークの使用状況について、報告させ、又は調査することができる。

(情報の公開)

第 12 条 知事又は農業振興事務所長は、本商標及び本マークについて、広く使用促進を図る観点から、本商標及び本マークの使用許諾の状況等について、情報を公開することができる。

(使用内容の変更)

第 13 条 本商標及び本マークの使用許諾を受けた者が、使用許諾通知書の許諾内容について変更しようとするときは、あらかじめ使用許諾変更申請書（様式第 4 号）を知事又は農業振興事務所長に提出し、その承認を得なければならない。

2 第 7 条の規定は、前項について準用する。

(使用の取消し等)

第 14 条 知事又は農業振興事務所長は、第 7 条第 1 項に規定する許諾書の交付を受けた者が、第 4 条、第 5 条及び第 6 条第 3 項に掲げる条件に違反した場合、並びに、第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた場合、その他本商標及び本マークの使用継続が不相当であると認められる場合は、使用許諾を取消し、又は本商標及び本マークを使用する者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

2 前項の使用許諾の取消は、使用許諾取消通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

3 前 2 項の規定により、使用許諾が取り消された場合、当該取消の日から使用することはできないものとし、生じた損失等の負担は、全て使用者が負うものとする。

(使用期間)

第 15 条 本商標及び本マークの使用許諾期間は、登録日の年度を含む 3 か年度とし、申請により更新できるものとする。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については知事が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和元（2019）年 7 月 8 日から施行する。

2 「いちご王国」ロゴマーク使用取扱要領（平成 30(2018)年 2 月 28 日施行）は廃止する。なお、同要領に基づいて行われた令和元(2019)年 7 月 7 日以前の届出分は、同要領の廃止による再申請は要しないものとする。

3 この要領は、令和 6（2024）年 5 月 20 日から施行する。

(別紙1) (第2条関係) 本商標及び本マークが使用可能な指定商品区分及び指定商品について

1 登録商標名 いちご王国・栃木 (文字商標: 登録番号第 6133103 号)

いちご王国 (図形商標: 登録番号第 6133102 号)

2 登録 (文字) 商標いちご王国・栃木 (登録番号第 6133103 号) 及び登録 (図形) 商標いちご王国 (登録番号第 6133102 号) の使用可能な指定商品及び指定役務

第 25 類 洋服、コート、ジャンパー

第 26 類 衣服用き章 (貴金属製を除く。)、衣服用バッジ (貴金属製を除く。)

第 29 類 栃木県で製造又は販売される乳製品、栃木県で製造又は販売されるヨーグルト、栃木県で製造又は販売される冷凍野菜、栃木県で製造又は販売される冷凍果実、栃木県で製造又は販売される加工野菜及び加工果実

第 30 類 栃木県で製造又は販売される菓子、栃木県で製造又は販売されるパン、栃木県で製造又は販売されるサンドイッチ及び中華まんじゅう、栃木県で製造又は販売される調味料、栃木県で製造又は販売されるアイスクリームのもと及びシャーベットのもと、栃木県で製造又は販売されるぎょうざ、栃木県で製造又は販売される即席菓子のもと

第 31 類 栃木県で製造又は販売される野菜、栃木県で製造又は販売される果実、栃木県で製造又は販売される種子類、栃木県で製造又は販売される苗

第 32 類 栃木県で製造又は販売されるビール、栃木県で製造又は販売される清涼飲料、栃木県で製造又は販売される果実飲料、栃木県で製造又は販売される乳清飲料、栃木県で製造又は販売される飲料用野菜ジュース

第 33 類 栃木県で製造又は販売される日本酒、栃木県で製造又は販売される洋酒、栃木県で製造又は販売される果実酒、栃木県で製造又は販売される酎ハイ

第 35 類 飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、野菜及び果実の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、清涼飲料及び果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

第 39 類 鉄道による輸送、車両による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、自動車の貸与、自転車の貸与、企画旅行の実施、旅行者の案内、旅行に関する契約 (宿泊に関するものを除く。) の代理・媒介又は取次ぎ、観光地・観光施設に関する情報の提供、地域観光に関する助言及び情報の提供

第 41 類 植物の供覧、スポーツの興行の企画・運営又は開催、興行の企画・運営又は開催 (映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。)

第 43 類 宿泊施設の提供、宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ、宿泊施設の提供に関する情報の提供、飲食物の提供、飲食物の提供に関する情報の提供、高齢者用入所施設の提供 (介護を伴うものを除く。)、会議室の貸与、展示施設の貸与

※第 25 類、第 26 類については、登録 (図形) 商標いちご王国 (登録番号第 6133102 号) のみ該当

(別紙2) (第5条関係)

本商標及び本マークとして使用可能な表示について

I 登録(文字)商標「いちご王国・栃木(登録番号第6133103号)」

1 表示

標準表示 いちご王国・栃木

2 表示における制限

- 1) 文字については、商標法第5条第3項に規定する標準文字として認められるものであること。
- 2) 横書き、明朝体、文字色黒を基本とするが、協議により適当と認められる場合は、フォント、文字サイズ、文字色、飾りについて、任意で設定できるものとする。
- 3) その他商標法第50条第1項の規定における使用に準じたものであること。

II 登録（図形）商標「いちご王国（登録番号第 6133102 号）」

1 表示

「いちご王国」ロゴマーク（横）



「いちご王国」ロゴマーク（縦）



2 表示における制限

本商標及び本マークの一部のみの使用、変形又は他の図形もしくは文字と重ねて使用する場合は、
県と事前に協議すること。